

1	事業名	松くい虫防除事業請負（水林・西目・田尻地区）		
2	事業場所	秋田県由利本荘市西目町海士剥字海士剥道下1番ノ1外1国有林57林班ふ6小班外		
3	事業量	地上散布 153.26ha ただし、箇所別の事業量等は別紙1のとおり		
4	事業期間	契約締結日の翌日から令和7年7月11日まで		
5	請負金額	金	円也	
		（うち取引に係る消費税及び地方消費税額		金 円也）
6	技術提案事項の履行確保	なし		
7	選択条項	別冊約款中选择される条項は次のとおりである。 （適用されるものは○印、削除されるもの×印。）		

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	部分払	1 回以内	第 38 条
	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引渡予定月日
なし				

9 特約事項

別紙 2 のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7 年 3 月 31 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 住所 秋田県由利本荘市水林 439 番地
分任支出負担行為担当官
由利森林管理署長 柏木 健悦 印

請負者 住所

印

事業内訳書

			使用薬剤			ネオニコチノイド系農薬（アセタミプリド液剤） 80倍希釈 ネオニコチノイド系農薬（チアクロプリド水和剤） 150倍希釈				
記入 番号	作業種	林小班	面積（ha）			使用薬剤 数量（ℓ） （アセタミプリド液 剤）	使用薬剤 数量（ℓ） （チアクロプリド水和 剤）	作業期間	森林 事務所	備考
			区域 A	控除 B	契約 C=A-B					
1	地上散布	57ふ6	1.20	0.66	0.54	8.10	4.32	自 契約締結の翌日から 至 令和7年7月11日まで	本荘	
2		57ふ9	0.13		0.13	1.95	1.04			
3		57ふ10	0.21		0.21	3.15	1.68			
4		57ふ11	0.60	0.02	0.58	8.70	4.64			
5		57こ2	1.39	0.75	0.64	9.60	5.12			
6		57こ3	0.50	0.41	0.09	1.35	0.72			
7		57こ23	0.15		0.15	2.25	1.20			
8		57て1	0.52		0.52	7.80	4.16			
9		57て2	0.54		0.54	8.10	4.32			
10		57て3	0.24		0.24	3.60	1.92			
11		57て4	0.25		0.25	3.75	2.00			
12		57て5	0.79		0.79	11.85	6.32			
13		57て6	0.35		0.35	5.25	2.80			
14		57て7	0.29		0.29	4.35	2.32			
15		57て8	0.11		0.11	1.65	0.88			
16		57て9	0.17		0.17	2.55	1.36			
17		57て10	0.04		0.04	0.60	0.32			
18		57て11	0.30	0.14	0.16	2.40	1.28			
19		57て12	1.60		1.60	24.00	12.80			
20		57て13	0.36		0.36	5.40	2.88			
21		57て14	0.68		0.68	10.20	5.44			
22		57て15	0.59		0.59	8.85	4.72			
23		57て16	1.29		1.29	19.35	10.32			
24		57て17	1.45		1.45	21.75	11.60			
25		57て18	1.53		1.53	22.95	12.24			
26		57て19	1.44		1.44	21.60	11.52			
27		57て20	1.64		1.64	24.60	13.12			
28		57て21	0.51		0.51	7.65	4.08			
29		57て22	0.13		0.13	1.95	1.04			
30		57て23	0.10		0.10	1.50	0.80			
31		57て24	0.10		0.10	1.50	0.80			
32		57て25	0.05		0.05	0.75	0.40			
33		57て27	0.15		0.15	2.25	1.20			
34		57て28	0.26		0.26	3.90	2.08			
35		57て29	0.41		0.41	6.15	3.28			
36		57て30	0.12		0.12	1.80	0.96			
37		57さ	1.02		1.02	15.30	8.16			
38		57さ1	0.37		0.37	5.55	2.96			
39		57き	2.49		2.49	37.35	19.92			
40		57き1	10.15	0.72	9.43	141.45	75.44			
41		57ゆ	1.00		1.00	15.00	8.00			
42		57め	2.85		2.85	42.75	22.80			
43		57め1	0.32		0.32	4.80	2.56			
44		57め2	0.35		0.35	5.25	2.80			
45		57め3	0.15		0.15	2.25	1.20			
46		57め4	0.17		0.17	2.55	1.36			
47		57み	0.70		0.70	10.50	5.60			

記入 番号	作業種	林小班	面積 (ha)			使用薬剤 数量 (ℓ) (アセタミプリド液 剤)	使用薬剤 数量 (ℓ) (チアクロプリド水和 剤)	作業期間	森林 事務所	備考
			区域 A	控除 B	契約 C=A-B					
48	地上散布	57み1	0.15		0.15	2.25	1.20	自 契約締結の翌日から 至 令和7年7月11日まで	本荘	
49		57み2	0.14		0.14	2.10	1.12			
50		57し	0.80		0.80	12.00	6.40			
51		57ひ	0.51		0.51	7.65	4.08			
52		57も	0.16		0.16	2.40	1.28			
53		57せ	0.11		0.11	1.65	0.88			
54		57せ1	0.17		0.17	2.55	1.36			
55		57す	1.30		1.30	19.50	10.40			
56		58い	21.33	4.21	17.12	256.80	136.96			
57		58い1	7.81	0.64	7.17	107.55	57.36			
58		58ろ	1.05		1.05	15.75	8.40			
59		58は	0.29		0.29	4.35	2.32			
60		58に	1.49	0.46	1.03	15.45	8.24			
61		58に1	0.63	0.22	0.41	6.15	3.28			
62		58に2	0.16		0.16	2.40	1.28			
63		58に3	0.24		0.24	3.60	1.92			
64		58ほ	1.78	0.07	1.71	25.65	13.68			
65		58へ	3.91	0.05	3.86	57.90	30.88			
66		58と	0.30	0.07	0.23	3.45	1.84			
67		58ち	0.37	0.24	0.13	1.95	1.04			
68		58り	0.36		0.36	5.40	2.88			
69		58ぬ	1.70		1.70	25.50	13.60			
70		58る	0.30		0.30	4.50	2.40			
71		58る1	0.90		0.90	13.50	7.20			
72		58る2	0.20		0.20	3.00	1.60			
73		58わ	1.21	0.05	1.16	17.40	9.28			
74		58か	0.43	0.17	0.26	3.90	2.08			
75		58よ	7.93	0.20	7.73	115.95	61.84			
76		58た	1.76		1.76	26.40	14.08			
77		58た1	1.14		1.14	17.10	9.12			
78		58れ	0.25		0.25	3.75	2.00			
79		58そ	0.83	0.08	0.75	11.25	6.00			
80		58そ1	0.30		0.30	4.50	2.40			
81		58つ	2.18	0.59	1.59	23.85	12.72			
82		58ね	0.68	0.38	0.30	4.50	2.40			
83		58な	0.52		0.52	7.80	4.16			
84		58ら	1.07	0.96	0.11	1.65	0.88			
85		58ら1	1.83		1.83	27.45	14.64			
86		58ら2	1.01		1.01	15.15	8.08			
87		58む	9.01	1.51	7.50	112.50	60.00			
88		58う	0.26		0.26	3.90	2.08			
89		58う2	0.40	0.29	0.11	1.65	0.88			
90		58う4	1.09		1.09	16.35	8.72			
91		58う5	0.36		0.36	5.40	2.88			
92		58う7	0.49		0.49	7.35	3.92			
93		58う8	0.30		0.30	4.50	2.40			
94		58け	0.91	0.05	0.86	12.90	6.88			
95		58ふ	0.16	0.15	0.01	0.15	0.08			
96		58こ	0.67	0.36	0.31	4.65	2.48			
97		58え	0.92	0.14	0.78	11.70	6.24			
98		58え1	0.40	0.04	0.36	5.40	2.88			

記入 番号	作業種	林小班	面積 (ha)			使用薬剤 数量 (ℓ) (アセタミプリド液 剤)	使用薬剤 数量 (ℓ) (チアクロプリド水和 剤)	作業期間	森林 事務所	備考
			区域 A	控除 B	契約 C=A-B					
99	地上散布	58あ	0.84	0.27	0.57	8.55	4.56	自 契約締結の翌日から 至 令和7年7月11日まで	本荘	
100		58さ	1.30		1.30	19.50	10.40			
101		58さ1	0.85	0.07	0.78	11.70	6.24			
102		58さ3	0.25		0.25	3.75	2.00			
103		58き	0.55		0.55	8.25	4.40			
104		59い	2.50	1.07	1.43	21.45	11.44			
105		59ろ	0.55		0.55	8.25	4.40			
106		59は	0.10		0.10	1.50	0.80			
107		59に	0.75		0.75	11.25	6.00			
108		59ほ	1.83	0.07	1.76	26.40	14.08			
109		59へ	2.98		2.98	44.70	23.84			
110		59と	0.52	0.48	0.04	0.60	0.32			
111		59り	1.50	0.43	1.07	16.05	8.56			
112		59ぬ	5.24	0.45	4.79	71.85	38.32			
113		59ぬ1	4.47		4.47	67.05	35.76			
114		59ぬ2	0.24		0.24	3.60	1.92			
115		59る	2.76		2.76	41.40	22.08			
116		59わ	7.18	2.60	4.58	68.70	36.64			
117		59わ1	5.30	1.36	3.94	59.10	31.52			
118		59わ2	3.23	0.86	2.37	35.55	18.96			
119		59か	2.40		2.40	36.00	19.20			
120		59か1	1.99		1.99	29.85	15.92			
121		59よ	0.53		0.53	7.95	4.24			
122		59た	0.29		0.29	4.35	2.32			
123		59れ	0.25		0.25	3.75	2.00			
124		59そ	0.10		0.10	1.50	0.80			
125		59つ	1.25		1.25	18.75	10.00			
126		59ね	0.10		0.10	1.50	0.80			
127		59な	1.10		1.10	16.50	8.80			
128		59ら	0.22		0.22	3.30	1.76			
129	59む	0.76		0.76	11.40	6.08				
130	59う	0.59		0.59	8.85	4.72				
合計			174.55	21.29	153.26	2,298.90	1,226.08			

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。